

平成 28 年 4 月 22 日
高齢施策担当部高齢者支援課

平成 27 年度練馬区地域包括支援センター事業評価の実施について（案）

1 目的

平成 27 年 4 月の介護保険法の改正により、区は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の事業の実施状況について、定期的に点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。（介護保険法第 115 条の 46 第 9 項）。

このことから、区では、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うセンターの適正・公正な事業運営体制を担保すべく、センターの事業評価を行うこととした。

各センターは、自ら事業の評価（自己評価）を行うとともに、練馬区地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に評価委員会を設置し、評価委員会は、センターの運営状況について事業評価を行うものである。

2 評価対象

センター 4 本所（練馬・石神井・光が丘・大泉）

3 評価者

運営協議会の委員から評価委員を選出し、評価委員会を設置する。

- ① 評価委員は、運営協議会の委員から 3 名選出する。
- ② 評価委員の任期は、当該年度中とし、再任を妨げない。
- ③ 評価視点の多様性を確保するために、できる限り、評価委員は異なる選出区分の者で構成する。
- ④ 評価委員会は運営協議会の下部組織として設置する（事務局は高齢者支援課）。

4 前回事業評価（平成 27 年 10 月実施分）との変更点

(1) 評価項目の見直し

① 評価項目を見直すとともに評価チェックシートについても変更を行う。

変更内容および評価チェックシートは、別紙 1、別紙 2 のとおり。

② 評価を「A、B、C、D」の 4 段階から、「適、不適」の 2 段階に変更する。

(2) 実施方法の変更

① センターの自己評価を先行して行うこととし、事業評価は自己評価の結果を踏まえたうえで評価する。

② 事業評価の実施時間は、約 4 時間を目途とする。

(3) アンケートの見直し

- ① 評価項目の見直しに合わせて、アンケートの質問項目を変更する。
変更後のアンケートは、別紙3のとおり。
- ② 利用者を対象としたアンケートを追加する。
- ③ 支所に対するアンケートは、支所職員全員を対象とし、匿名で行う。(ただし、回答は任意とする)

5 事業評価実施の流れ

- (1) センター職員、地域包括支援センター支所（以下「支所」という。）、居宅介護支援事業者等および利用者にアンケートを行う。
- (2) アンケート結果を基に、各センターが自己評価を行う。各センターは、「評価チェックシート」にセンターとしての評価をまとめ、結果を事務局に報告する。
- (3) 評価委員は、各センターの自己評価結果を事前に確認のうえ各センターを訪問し、自己評価結果を参照しながら、職員へのヒアリング、提出書類の精査により事業評価を行う。評価委員は、評価チェックシートに評価委員会としての評価をまとめ、結果を事務局に報告する。
- (4) 事務局は、各センターの自己評価および評価委員会の事業評価の結果をまとめた「練馬区地域包括支援センター事業評価報告書（以下「報告書」という。）」を作成する。
- (5) 事務局は、報告書を運営協議会に提出する。運営協議会は、報告書を基に、センターの運営や活動を点検する。

6 今後のスケジュール（案）

日程	内容
平成 28 年 4 月	評価委員を 3 名選出
5 月	センター職員、支所、居宅介護支援事業者等にアンケート実施
6 月	各センターで自己評価を実施
7 月	評価委員による事業評価を実施
7 月以降	事業評価結果を地域包括支援センター運営協議会で点検・報告